

令和3年皆野町農業委員会第9回定例総会議事録

1. 開催期日 令和3年9月24日（金）
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時30分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：13人・欠席者：1人

推進委員：出席者：4人・欠席者：1人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	横田和子	出席	11	門平喜良	出席
2	野澤辰雄	出席	12	高橋健一	欠席
3	浅見寿太郎	出席	13	新井義虎	出席
4	黒澤一雄	出席	14	大濱英一	出席
5	小池幹夫	出席	皆野	田島武正	出席
6	長島徳治	出席	国神	土屋貞夫	出席
7	齊藤三恵子	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	葦原義人	出席	日野沢	高橋清勝	欠席
9	四方田順造	出席	三沢	扇原久栄	出席
10	門平眞一	出席			

7. 会議に付した議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する意見について
1件
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見について
2件
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について
2件
- 議案第4号 農地の競売に係る買受適格証明願いに対する判断について
1件
- 報告第1号 農業用施設（2a未満）の設置に伴う届出について
1件

8. 事務局 新井敏文、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長
あいさつ

皆さんこんにちは。天気は良くなったんですが、すっきりした秋空にならず、蒸し暑いなと感じます。動くときすごい汗になるので、大変ですね。

今日は議案多くありますが、皆さんにスムーズな進行にご協力いただきたいと思ひます。

なお、事務局の方から先月色々ありました話について説明していただけるとの事ですのでよろしくお願ひいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、3. 議事に入らせていただきます。

議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長にお願いいたします。

浅見会長

ただ今の出席委員数は17名です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年皆野町農業委員会第9回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、12番、高橋健一委員、日野沢区域担当の高橋清勝委員の2名でございます。

次に議事録署名人に、

11番、門平喜良委員

13番、新井義虎委員をご指名いたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

11番、門平喜良委員

13番、新井義虎委員にお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について1件を議題といたします。

番号1について審議いたします。

本件については、〇〇、〇〇〇〇委員が譲渡人の案件になります。従いまして利害関係がありますので、皆野町農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

〇〇

(〇〇委員退席)

〇〇委員
浅見会長

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に
対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当
田島委員

本来であればいつも3人で現地確認に行くわけですが、今回は私の
都合がつかず事務局と2人で21日の日に行って参りましたので説
明いたします。

案内図をご覧ください。〇〇〇〇の〇〇側の入口、道を挟んで下って
行く道がございます。その道を100m下って行って、突き当たりを
右に200mくらい下って行って、そこに農道がありまして、そこを
右に60mくらい入って行った先が現地になります。

現況写真をご覧ください。このようにきれいに管理されておりました、
申請者は研究熱心でありまして〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇などを
作っております。これからも色々と研究して作っていくと言ってお
りました。

こういった熱心な方がやるのが一番いいことですので特に問題ない
と思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の4番、黒澤一雄委員も農地の状況確認
をされていると思いますが、補足することはございますか。

4番
黒澤委員

田島推進委員の説明のいただいたとおりでございますので付け加え
ることはありません。以上です。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採択いたします。

本件は、農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委
員会が申請者の所有権の移転に対して可否を決定し、許可指令書を発
行します。

本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	<p>挙手委員が多数と認めます。</p> <p>よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。</p> <p>〇〇委員の復席を認めます。</p>
〇〇 〇〇委員 浅見会長	<p>(〇〇委員復席)</p> <p>〇〇委員に申し上げます。</p> <p>本件は、適当であると認め、許可指令書を発行することに決定しましたので、ご報告申し上げます。</p>
〇〇 〇〇委員	<p>1号議案協議いただきまして、また可決していただきありがとうございますございました。いい形で農地として引き継ぐことができますありがとうございますございました。</p>
浅見会長	<p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について2件を議題といたします。</p> <p>番号1について審議いたします。</p> <p>事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	<p>先ほど説明があった訳ですが、議案は別ですので1つずつ審議をさせていただきますと思います。</p> <p>農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。</p>
皆野区域担当 田島委員	<p>21日の日に事務局と二人で現地確認に行きまして説明いたします。</p> <p>案内図をご覧ください。〇〇〇〇の〇〇〇〇入口の交差点から〇〇〇〇〇に向かって進んで行きますと〇〇〇〇があります。その角を〇〇〇〇に向って100mくらい上って行った左側が申請地になります。</p> <p>長年このまま農地と一緒に利用していたとのことで、宅地にしても問題ないと思います。よろしく願いいたします。</p>
浅見会長	<p>農業委員として、地区担当の14番、大濱英一委員も農地の状況確</p>

認をされていると思いますが、補足することはございますか。

14番
大濱委員

16日の日に担当と行って参りました。

先ほど田島地区担当委員さんのお話のとおり何ら問題ない状況で付け加えることはありません。ご審議よろしくお願いたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

1番
横田委員

現在、この方は〇〇〇にお宅が建っている訳ですよね。その周辺の3筆について建物はあるんですか。

事務局

配置図を見てください。〇〇〇と書いてあるところに小屋と母屋があると思います。〇〇〇の〇〇〇につきましては母屋がかかっているため母屋があります。それ以外の〇〇〇、〇〇〇ですが、〇〇〇については、現況写真を見ていただくとわかると思いますが、現状が庭となっておりまして、町道からの進入路も一部かかっています。ですので、庭の一部として、家への出入りの一部として使っている。〇〇〇につきましても、別の町道が走っていてL字のようになっていて別の町道から入れるように現況がなっています。進入路として使っているところで砂利等も見受けられたので農地として現況はないので是正して貰っています。

庭、進入路、母屋がかかっている状況になります。以上となります。

1番
横田委員

そうすると転用目的が自己用住宅となると、今までの面積と足して今回の申請〇〇〇で全てになると〇〇〇となると敷地拡張でも面積が問題ですが、自己用住宅だけとなると完全に駄目ではないかと思いますが。その辺はどうですか。

事務局

申請目的は宅地利用としてきておりまして、農地もあって少し耕作もされているので農家住宅1,000㎡を適用しました。農家住宅であれば〇〇〇近くですが許容範囲かなと見ております。

1番
横田委員

それでも自己用住宅という目的でよろしいですか。農業用ではないし。

事務局

名称的などころでいうと農家住宅だと1,000㎡までの拡張になるので、申請は宅地利用となっておりますが農家住宅に目的を修正するようにいたしますのでそのように審議いただければと思います。

1 番
横田委員

わかりました。それと最後の方にもう一件〇〇〇〇さんの案件があるじゃないですか。今回のところの〇〇〇のところは結構大きいところで、そこを分筆するわけですよ。

事務局

農地法で言えば、必ずしも分筆が必要なくて、自己の所有や賃貸の場合は分筆までは求めて無く、境界等をしっかりと決めていただければ内何㎡で許可等は出ます。4条も分筆まではいかないで内何㎡で。

1 番
横田委員
事務局

ざっくり測量はして貰っているんですか。

測量はして貰って、測量会社には明確に分かるようにと話をした上で、測量した数値で書いて貰っています。

1 番
横田委員
事務局

次の議案の〇〇〇も分筆して正式に。

こちらも自己所有ですので内何㎡の形で。

1 番
横田委員

最後に分筆していないことは問題ないですか。

とりあえず申請の段階では面積を把握していれば。

事務局

前に調べたことがありまして、農地転用の場合は所有権の移転を除いて必ずしも分筆は必要としないとの解釈があります。それに基づいてやっております。計って筆の中で境界を決めていただければ。

1 番
横田委員
事務局

所有権移転以外はそれで大丈夫だと。

今回の様な4条等は問題ないというのを農地法の執行のテキストに書かれていたのと、県にも確認したことがありましたので問題ないと。

1 番
横田委員
浅見会長

わかりました。

他に何かありますか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

番号2について審議します。

本件については、〇〇、〇〇〇〇委員が申請人の案件になります。従いまして利害関係がありますので、皆野町農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

〇〇

(〇〇委員退席)

〇〇委員

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

〇〇〇〇委員の案件となりまして私のみになりますが、先日事務局と行って参りました。

今建っている〇〇〇〇さんの自宅の前に、少し古いのですが離れがありまして別棟が建っています。そこを改築して息子さんの家族が住むと言うことなんだそうですが、それを改築する際に農地の方まで出るということで申請が出ております。

なお、一部は宅地として、車庫であるとかその辺の細かい説明があると思いますが使っているところがありましたので追認の申請ということになったようです。

農地としての面積も結構あるのですが、傾斜地であったりとか地続きの土地であったりとかも含めて申請をしていただいたものと解釈して参りました。

〇〇〇〇委員の自宅関係の周りが全部自分の土地であるため特に他の土地への影響は考えられないと思いますが、面積、追認の点がありますが、私的には問題ないと見て参りました。以上です。

事務局

補足させていただきます。追認と面積の理由ですが、元々が農振にあたっておりました、除外から受けておりました。当初は離れの部分だけ、少し増築で増えるので、その部分だけの除外ということで相談を受けていました。県とも事前に農振の時に協議を行うのですが、現況写真を見ていただくと分かるのですが、車庫と進入路、自宅に入っ

ていく進入路部分が今回のところに該当している部分がございます
て、県とも協議して、面積は1,000㎡の農家住宅を超えてしまう
のですが場所も傾斜地等もあるため協議が済んでおります。

面積を超えておりますが、県にも確認して問題ないということです。

車庫も昔は農機具置場だったそうですが、去る大雪の際に壊れてし
ましまして、今回の様なカーポートの様な形にしてしまったという話
を聞いております。

県とも協議した上で〇〇〇と広いのですが、承知の上での案件とな
りますので簡単ではございますが、追認の経緯等の説明とさせていただきます。

浅見会長

事務局より説明もありましたが、それを踏まえてこれより本件に対
する質疑を行います。

1番
横田委員
事務局

離れを増築する訳ですよ。そこに〇〇〇〇さんも同居されるので
すか。

配置図を見ていただきまして、自宅があってそこに〇〇〇〇さんが
住んで離れに息子さん世帯が住むということです。

ただ息子さんの名義での転用ではなくてあくまで〇〇〇〇さん本人
が離れを改築するという事なので、本人からの申請になります。親
が子供の住むところを用意した形です。

浅見会長

他にどうでしょうか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とす
る委員は挙手をお願いします。

出席員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに
決定いたしました。

〇〇委員の復席を認めます。

〇〇
〇〇委員
浅見会長

(〇〇委員復席)

〇〇委員に申し上げます。

本件は、適当であると認め、許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定しましたのでご報告申し上げます。

〇〇
〇〇委員
浅見会長

ありがとうございました。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について2件を議題といたします。

番号1について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当
田島委員

これは以前にご審議いただいた場所になります。

先ほど事務局の方で説明いただきまして名義変更ということで再度審議いただくと言うことです。よろしく願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の14番、大濱英一委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

14番
大濱委員

補足することはありません。名義変更ということだけだと思います。よろしく願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席員

(委員の挙手)

浅見会長	<p>挙手委員が多数と認めます。</p> <p>よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。</p> <p>番号2について審議します。</p> <p>事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	<p>農地利用最適化推進委員として、三沢区域担当の、扇原久栄委員に対象農地の状況について説明を求めます。</p>
三沢区域担当 扇原委員	<p>17日に午後葦原委員さんと事務局と私の3人で現地を見て参りました。</p> <p>現地でございますけれども〇〇〇〇から〇〇〇程〇〇の方に進んで、〇〇〇〇があります。その手前を右に入る道がございます。そこらは葦原委員さんの自宅の方に行く道でございますけれども、これを200mから250mくらいですが進行した先の右側、別荘地として始めは販売した土地だと思っておりますけれども、今はそのままとなっております。近所の人刈っているという話でございます。</p> <p>そのような状態の中で今後ここをこのままにしておくとおかれたままです。車の置き場という形で下刈り等の手入れもしていただくことにもなってくると思っておりますので、逆に今の状況から見れば改善出来る状況にもなってくると思っております。そういう風に葦原委員さんとも見て参りました。皆さんの意見をお聞かせいただき、ご審議の方をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
浅見会長	<p>農業委員として、地区担当の8番、葦原義人委員も農地の状況確認に同行されていると思っておりますが、補足することはございますか。</p>
8番 葦原委員	<p>17日の日に推進委員の扇原さん、事務局と現地を確認させていただきました。</p> <p>扇原委員さんの説明のとおりでございます。ご審議の程お願いいたします。</p>
浅見会長	<p>これより本件に対する質疑を行います。</p>
出席委員	(なしの声あり)

浅見会長	<p>質疑がございませんので、これより採決いたします。</p> <p>許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。</p>
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	<p>挙手委員が多数と認めます。</p> <p>よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。</p> <p>議案第4号農地の競売に係る買受適格証明願いに対する判断について1件を議題といたします。</p> <p>番号1について審議します。</p> <p>事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。
皆野区域担当 田島委員	<p>21日の日に事務局と現地確認に行きまして説明いたします。</p> <p>案内図をご覧ください。〇〇〇〇から〇〇方面に向かってわずかに進んで行くと、左に下って行く町道がございます。その道を200mくらい進んで行って、更に左に50m行った突き当たりを50mくらい行った左側が申請地となります。</p> <p>現況写真をご覧ください。このように周囲は住宅が建っています。他の農地に影響のあるところではございません。競売に参加する資格を全て満たしているとのことですのでご審議の程お願いいたします。</p>
浅見会長	農業委員として、地区担当の4番、黒澤一雄委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。
4番 黒澤委員	<p>別日ですけど事務局と現地を見させていただきました。</p> <p>今、田島推進委員の説明のとおりでございます。よろしくお願いたします。</p>
浅見会長	余りないような内容ですが、これより本件に対する質疑を行います。

1 番
横田委員
事務局

競売はカーポートとブロック塀の所だけがかかっているのですか。

配置図を見ていただきたいのですが、今回カーポートの部分と塀の部分に色が付けられていると思います。中心に〇〇〇木造住宅に〇〇〇に塀があると思います。

今回土地と建物の所有者が別で、住んでいる人が競売に参加したいということで申請してきています。自分の家の敷地ですよね。あと相対で借りてしまっていたカーポートの部分と塀の部分が一体となって競売にかかってしまったため、上に住んでいる人からするとそこを買わないと第3者に所有が移ってしまい困るので競売に参加したいのが経緯でございます。

本来の競売であれば農地を競売で買った後に家を建てるだとか、新たに作るケースが普通だと思うのですが、今回イレギュラーでして、もう既に相対で農地法の許可を得ずに使ってしまった部分と自分の家の敷地が競売にかかってしまったがために競売に参加する資格が欲しいとの申請になります。

今回の配置図に書いてあります図面丸々で競売です。分けて購入ができないので全体で聞いております。

1 番
横田委員
事務局

住んでいる人が買わざるを得ないですよ。意味ないですもんね。

そうなりますね。

浅見会長

他に何かありますか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は、申請者が競売物件を取得し、農地法第5条申請を行った場合には許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

次に4の報告に移ります。
報告第1号、農業用施設(2a未満)の設置に伴う届出について1件を議題といたします。
番号1について事務局に説明をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として田島武正委員、農業委員として14番、大濱英一委員の両名も現地を確認しておるとのことですが、何かご意見はございますか。

皆野区域担当
田島委員

先ほどと同じ場所でございます。
案内図をご覧ください。母屋の〇〇〇側寄りに小さな事務局から説明のありました小さな物置が2つ、水槽が1つありました。
特に問題ないと思います。

浅見会長

大濱委員も何かございますか。

14番
大濱委員

田島推進委員さんの説明のとおり問題ないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

この件について何か質疑がございますか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

以上で審議いただき議案はすべて終了となります。ありがとうございました。